

市税収入の確保に向けて（案）

1. 新たな滞納発生抑制

- ・休日納税相談（年5回実施）
- ・現年催告年4回 文書、電話による催告を随時行う。
- ・納税相談による生活実態を把握し、必要により徴収猶予、分割納付 による完納を目指す。
- ・市税口座振替の更なる促進
- ・個人住民税の特別徴収の推進
- ・コールセンターの活用検討

2. 確実な徴収・不良債権処理の促進

- ・滞納処分による整理
昨年度兵庫県より派遣された個人住民税等回収チームより得た徴税に関するノウハウ等を活用し、預金、給与、生命保険、国税還付金等の資産調査、滞納処分、換価による税への充当など滞納整理に向けた取り組みを行う。滞納徴収率20%を目標とする。

3. 納税環境の整備

- ・税と社会について市民にPRする。
（市広報紙（納付月15日号）及び税・財政特集号）
- ・市ホームページ（市税の納付、休日相談窓口の案内 他）
- ・当初納税通知書に口座振替の手続きとともに、コンビニ納付の啓発

4. 事務事業進捗管理の徹底と職員の資質、モチベーションの向上

- ・各グループリーダーを中心とした業務の推進
- ・早期に効率の良い徴収業務の推進を図るため、スケジュール管理を徹底
- ・職員研修の充実（内部・外部）による職員の資質向上

国民健康保険税収入の確保に向けて（案）

1. 税率改定の算定方法を改める

翌年度医療費の総額を見込み税率改定の議論を運営協議会の場で行い、単年度収支に歳入欠陥が生じないよう的確な税率改定を実施していく。

2. 確実な徴収・不良債権処理の促進

新たな滞納者や遅延納付を防止する。（コールセンター継続設置）
滞納繰越金の徴収強化を図り、累積赤字の解消を図る。

3. 徴収率の向上に向けて最善の努力をする

現状の経済状況の中で、税率改定を実施するためには、被保険者の理解を得ることが必要である。そのため、給付と負担についての啓発を実施する。
コンビニ収納などの収納環境の整備を実施するとともに税負担の公平性を確保するため、引き続き督促の強化、差し押さえなど徴収率向上を図る。
徴収率を向上することにより、基準外繰出金4億2,600万円（平成20年度決算）を縮減する。

伊丹市国民健康保険事業の財政の現状

一般分(医療保険給付費)

独自の
赤字補てん

【基準外繰入】 3億5,000万円

【基準内繰入】 6億5,000万円
(財政安定化支援 1億7,000万円)

保険者の責に帰することのできない特別の事情に基づくと考えられる要因(高齢者が特に多いこと等)に着目し限定的に繰出を認めるもの

(基盤安定 4億8,000万円)

低所得者数の保険料軽減分等を公費で補てん。
市負担 1 / 4

共同事業 2億2,000万円

高額な医療費等の発生に対する国保財政の安定化のため、各市町村国保からの拠出金を財源に費用負担を調整市の拠出金に対して国県の負担あり

保険税 30億4,000万円

国庫・県費

国庫 33億2,000万円

県費 5億4,000万円

計 38億6,000万円

○ 定率国庫負担 34%

○ 国調整交付金 9%

○ 県調整交付金 7%

地方単独措置に係る波及増分のカットや保険基盤安定制度繰入の一部に相当する額等が含まれている等から実際の割合とは異なる。

前期高齢者

交付金

29億7,000万円

国保・被用者保険の65～74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担不均衡を、各保険者間の加入者数に応じて調整

50%

50%

(平成20年度決算)

歳入 110億9,000万円 - 歳出 112億4,000万円 = 1億5,000万円

累積赤字 11億4,300万円

下水道使用料の考え方（案）

1. 使用料の考え方

- ・下水道の負担のあり方については、国の第1次下水道財政研究委員会で、基本的には自然気象である雨水の排除施設については公費、汚水の排除ならびに処理施設については利用者の私費として使用料で負担するものと提言されている。
- ・関係法規においても下水道については、汚水原因者が応分の負担を行うべきことが定められている。

・下水道法第20条第2項

使用料は、次の原則によって定めなければならない。

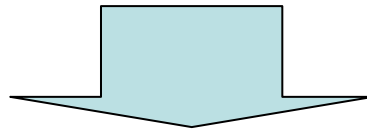
- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

・地方公営企業法第21条

1. 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
2. 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

2. 現状

- ・平成20年度決算では約3億5千万円の赤字になるところ、一般会計から同額の基準外繰出(収支差補てん)により補てんした。
- ・平成21年度決算では、さらに一般会計から3億1千万円の長期借入金により、収支バランスを維持したところ。
- ・平成22年度予算では、さらに一般会計から3億3千万円の長期借入金により、収支バランスを維持したところ。



・これ以上、一般会計から支援することは不可能であり、このまま料金を改定せず、これを放置すれば、

平成23年度には、下水道事業は県知事による地方債許可団体へ移行

平成24年度には、下水道事業は国による財政健全化法上の経営健全化

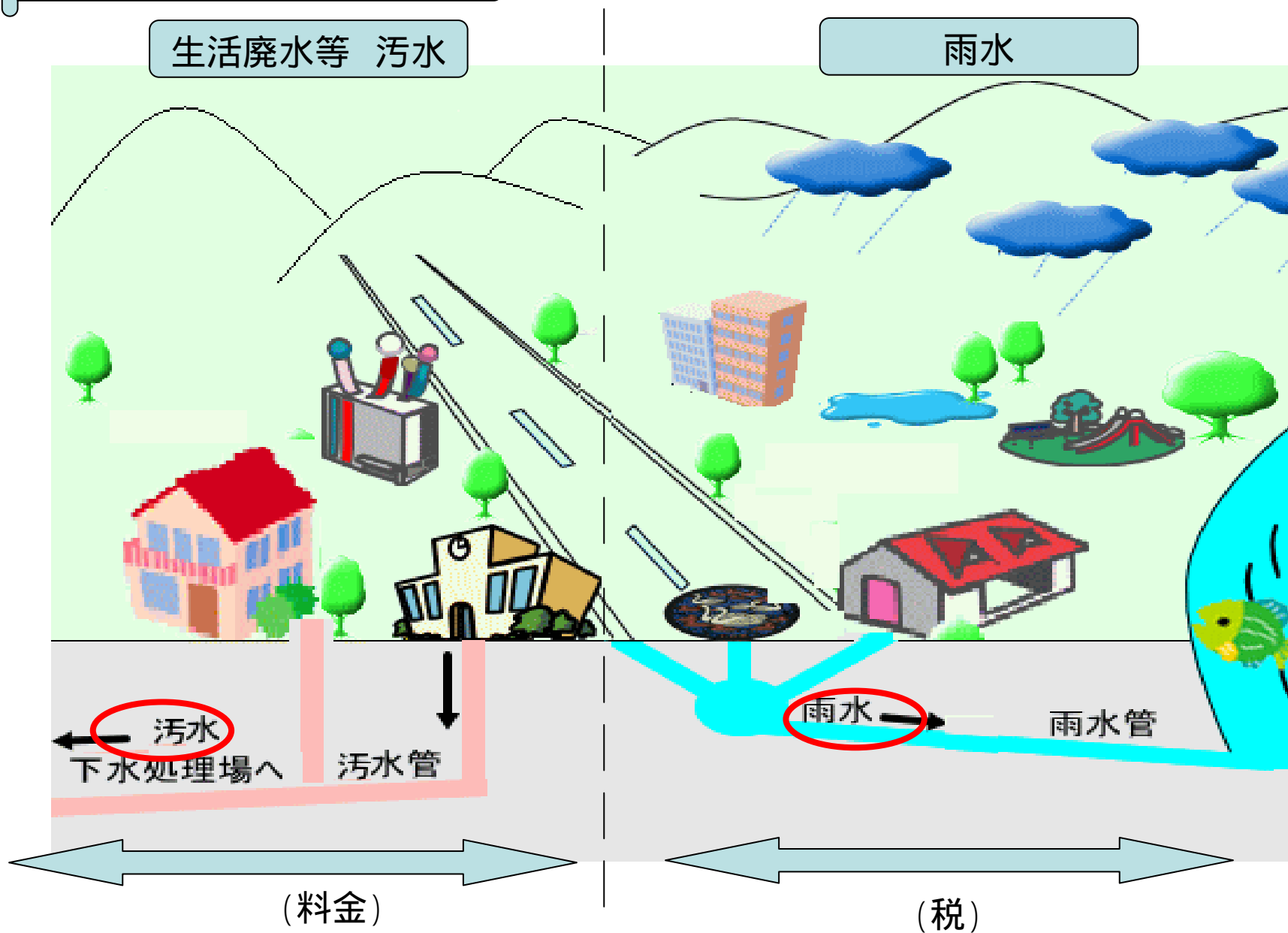
団体へ転落

のおそれがあるため、適切な料金の見直しが必要ではないか。

下水道事業とは

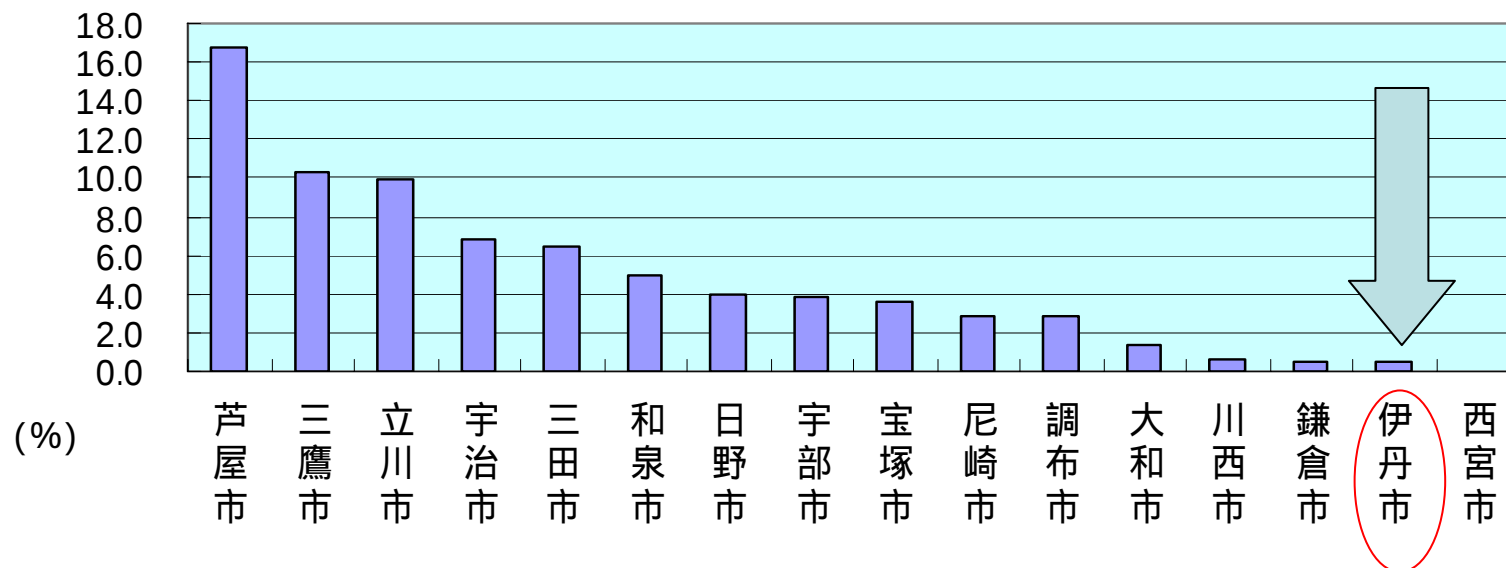
生活廃水等 汚水

雨水



公共施設等整備基金の残高

標準財政規模に対する公共施設等整備基金残高の割合(平成20年度末)



(注)基金の名称を問わず、公共施設の整備に係わる基金を含む。

- ・公共施設等整備基金とは、公共施設の整備、保全に備えて積み立てておく貯金のこと。
- ・本市は、多くの公共施設が大規模改修や更新を控えているが、阪神各市及び類似団体との比較では、2番目に公共施設等整備基金の残高が低い。